

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 選挙管理委員会事務局
令和2年度4月～7月分 必要に応じて令和元年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和2年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和2年8月26日～令和2年10月14日 |
| 6 | 監査の結果 | |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[意見]

(1) 明るい選挙啓発ポスター作品の募集について

明るい選挙啓発ポスター作品の募集は、(公財)明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会、都道府県選挙管理委員会及び市区町村選挙管理委員会が主催者とされ、同協会が作成した募集要項では、「入賞作品の著作権は主催者に帰属する。」とされていた。しかしながら、選挙管理委員会は、作品の応募を小・中学校に依頼する際の応募要領においては、「応募作品の著作権は主催者に帰属する。」としながら、市ホームページでは「入賞作品の著作権は主催者に帰属する。」としていた。

また、市に帰属する著作権については、岐阜市公有財産管理規則第53条の規定により公有財産管理台帳を調製しなければならないが、台帳は作成されていない。

したがって、応募作品の著作権がどこに帰属しているのか不明である。

今後、著作権に関する紛争が生じることがないように、作品を募集する際の記載内容及び著作権の管理について検討されたい。